

# 交通安全情報

令和 7年 12月 18日

第 24 号

静岡県警察本部 交通企画課

## 自転車の違反行為に対する交通反則通告制度 解説動画が完成しました！



令和8年4月から自転車の交通違反に対し、  
交通反則通告制度（青切符）が導入されます。  
今回の動画では、複雑な制度を約10分に  
集約し分かりやすく説明しています！  
ぜひ、御家族で御視聴ください！

### 動画は、県警ホームページ、下記QRコードから

静岡県警察HP ホーム画面から

- ▶ [交通安全](#)
- ▶ [自転車の交通事故防止について](#)
- ▶ [自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入（自転車ルールブック）](#)

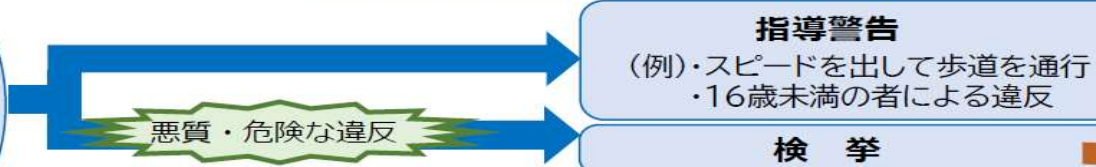


に進んでいただくと、動画掲載ページです。

#### 自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の指導取締りの基本的な考え方 → 青切符の導入前後で変わらず

交通違反の認知



青切符の導入で変わるのは検挙後の手続

検挙

**重大な違反や事故を起こしたとき → 刑事手続**

(例)・酒酔い運転・酒気帯び運転  
・違反により実際に交通事故を発生させる

**16歳以上の者による反則行為 → 青切符**

(例)・スマホを持って画面を注視したり、通話をする  
・信号無視で交差点に進入し、他の車両に急ブレーキをかける